

令和6年度 試験問題 (午後の部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が140点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック製消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。答案用紙への記入に当たっては、**鉛筆(B又はHB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入に当たっては、黒インクの**万年筆**又は**ボールペン**(ただし、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。

また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じをしても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 訴訟委任に基づく訴訟代理人に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 簡易裁判所においては、その許可を得て、当事者の親族を訴訟代理人とすることができる。

イ 相手方の具体的な事実の主張について訴訟代理人がした認否は、当事者が直ちにこれを取り消したときは、その効力を生じない。

ウ 訴訟代理権は、委任をした当事者が死亡した場合には、消滅する。

エ 当事者が訴訟代理人を解任したときであっても、訴訟代理権の消滅は、本人又は代理人から相手方に通知をしなければ、その効力を生じない。

オ 訴訟代理人が委任を受けた事件について控訴をするには、特別の委任を要しない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第2問 複雑訴訟形態に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 一の訴えで一人に対して数個の請求をする場合において、その訴えで主張する利益が各請求について共通であるときは、各請求の価額を合算せずに、訴訟の目的の価額を算定する。

イ 数人に対する一の訴えについては、訴訟の目的である権利又は義務が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づくときは、一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。

ウ 一の訴えで一人に対して数個の請求がされた場合において、原告の申出があったときは、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

エ 相手方が本案について口頭弁論をした後は、相手方の同意を得なければ、訴えの追加的変更をすることができない。

オ 裁判所は、当事者を異にする事件について口頭弁論の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第3問 当事者の出頭に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 原告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭しないときであっても、裁判所は、原告が提出した訴状に記載した事項を陳述したものとみなし、その期日に出頭した被告に弁論をさせることができる。

イ 訴えの取下げに被告の同意が必要な場合において、被告が出頭しない口頭弁論の期日で原告が口頭で訴えを取り下げ、その期日から2週間以内に被告が異議を述べないときは、被告は、訴えの取下げに同意したものとみなされる。

ウ 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が正当な理由なく出頭しなかったときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めなければならない。

エ 裁判所は、当事者の一方が弁論準備手続の期日に出頭した場合に限り、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、その期日における手続を行うことができる。

オ 被告が口頭弁論の期日に出頭したが、原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、原告の請求を認容するときは、裁判所は、判決書の原本に基づかないで判決を言い渡すことができる。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第4問 裁判によらない訴訟の完結に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 請求の放棄は、書面でしなければならない。

イ 請求の認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

ウ 当事者間における訴えの取下げに関する裁判外の合意の成立が証拠上認められるときは、訴えの取下げがあったものとみなされる。

エ 裁判所は、口頭弁論を終結した後判決の言渡しまでの間に和解を試みるときは、口頭弁論を再開しなければならない。

オ 裁判所が当事者の共同の申立てにより事件の解決のために適当な和解条項を定めるときは、その和解条項の定めは、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日における告知その他相当と認める方法による告知によってする。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第5問 少額訴訟に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないときは、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。

イ 被告は、最初にすべき口頭弁論の期日において弁論をした後であっても、口頭弁論の終結に至るまで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。

ウ 証人の尋問は、宣誓をさせないですることができる。

エ 裁判所は、相当と認めるときは、裁判所及び当事者双方と証人とが音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、証人を尋問することができる。

オ 少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができる。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第6問 民事保全に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 裁判所は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、その期日を経ずに、仮の地位を定める仮処分命令を発することができる。

イ 保全命令に対しては、その命令につき不服のある債務者は、即時抗告をすることができる。

ウ 保全命令が発せられた後であっても、保全命令の申立てを取り下げるには、債務者の同意を得ることを要しない。

エ 物の給付を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令が債務名義とみなされる。

オ 不動産の占有移転禁止の仮処分命令の執行は、債務者に対してその不動産の占有の移転を禁止することを命ずるとともに、その旨の登記をする方法により行う。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第7問 民事執行における債務者の財産状況の調査に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 債務者の財産について一般の先取特権を有する債権者であっても、その被担保債権について執行力のある債務名義の正本を有しない場合には、当該債務者について、財産開示手続を申し立てることができない。

イ 財産開示手続の申立人以外の者であっても、債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者は、当該財産開示手続に係る事件の記録中財産開示期日に関する部分の閲覧をすることができる。

ウ 貸金返還請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者は、第三者からの情報取得手続において、債務者の給与債権に係る情報の提供を求めることができる。

エ 債務者の預貯金債権に関する金融機関からの情報取得手続は、先に財産開示期日における手続が実施されていなければ、申し立てることができない。

オ 第三者からの情報取得手続の申立人は、当該手続において得られた債務者の財産に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第8問 司法書士又は司法書士法人に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 司法書士は、日本司法書士会連合会が備える名簿に登録を受けることにより、二以上の事務所を設けることができる。

イ 司法書士は、正当な事由がある場合でなければ、簡易裁判所に提出する書類を作成する業務の依頼を拒むことができない。

ウ 司法書士法人は、従たる事務所に社員を常駐させることを要しない。

エ 司法書士法人の社員は、第三者のためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行ってはならない。

オ 司法書士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって、当該所在地の司法書士会の会員となる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第9問 担保(保証)供託に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 民事訴訟における原告が供託所に金銭を供託する方法により訴訟費用の担保を立てる場合には、被告の同意がない限り、原告以外の第三者が供託者となることはできない。

イ 民事訴訟における被告が訴訟費用の担保として供託された供託金の払渡しを受けようとする場合には、裁判所の配当手続によらず、供託所に対して還付を請求する方法によらなければならない。

ウ 民事訴訟における当事者が供託する方法により仮執行免脱の担保を立てる場合には、有価証券を供託物とすることができない。

エ 営業保証供託として供託した供託金の差替えは、当該供託金取戻請求権が差し押さえられている場合であっても、することができる。

オ 営業保証供託については、担保官庁の承認があっても、営業主以外の第三者が供託者となることはできない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第10問 執行供託に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 金銭債権が差し押さえられた場合において、第三債務者が差押金額に相当する金銭を供託するときは、債務者の住所地の供託所にしなければならない。

イ 金銭債権が差し押さえられた場合において、第三債務者が差押金額に相当する金銭を供託するときは、供託書の「被供託者の住所氏名」欄には、差押債権者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

ウ 金銭債権が差し押さえられた場合において、第三債務者が差押金額に相当する金銭を供託したときは、供託官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

エ 金銭債権の一部が差し押さえられた場合において、第三債務者が当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託したときは、執行債務者は、当該差押えに係る金額を超える部分について、供託を受諾して、還付請求をすることができる。

オ 金銭債権に対して滞納処分による差押えのみがされた場合には、第三債務者は、差押金額に相当する金銭を供託することができない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第11問 供託物払渡請求権の消滅時効に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 受領拒絶を原因とする弁済供託における供託物還付請求権は、被供託者に供託の通知が到達した時から10年間行使しない場合には、時効によって消滅する。

イ 弁済供託の被供託者から供託所に対し、供託を受諾する旨を記載した書面が提出された場合であっても、供託物還付請求権の消滅時効の更新の効力を生じない。

ウ 供託物取戻請求権の消滅時効の更新の効力が生じた場合には、同一の供託に係る供託物還付請求権の消滅時効は、その時から新たに進行する。

エ 家賃の5か月分につき一括してされた弁済供託の1か月分の供託金について取戻請求があり、これが払い渡された場合には、他の4か月分の供託金取戻請求権の消滅時効は、その時から新たに進行する。

オ 供託者の請求により当該供託に関する書類の全部が閲覧に供された場合であっても、供託物取戻請求権の消滅時効の更新の効力を生じない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第12問 次のアからオまでの登記のうち、主登記によってするものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 根抵当権の共有者間における根抵当権の優先の定め
- イ 賃借権が敷地利用権である場合にする敷地権である旨の登記
- ウ 民法第398条の8第1項の合意の登記
- エ 仮登記がされた所有権移転請求権の移転の登記
- オ 抵当権の順位の変更の登記

(参考)

民法

第398条の8 元本の確定前に根抵当権者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債権のほか、相続人と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に取得する債権を担保する。

2～4 (略)

- | | | | | | | | | | |
|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|
| 1 | アイ | 2 | アウ | 3 | イオ | 4 | ウエ | 5 | エオ |
|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|

第13問 登記の申請人に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、判決による登記及び代位による登記については考慮しないものとする。

ア Aを所有権の登記名義人とする甲土地に、Bを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされており、当該抵当権の設定の登記についてBが死亡した時に抵当権は消滅するとの定め登記がされている場合において、その後、Bが死亡し、当該抵当権が消滅したときは、Aは、単独で、当該抵当権の設定の登記の抹消を申請することができる。

イ Aを根抵当権者とする元本確定前の根抵当権の債務者Bが破産手続開始の決定を受けた場合において、Cが当該根抵当権の被担保債権を代位弁済したときは、Cは、単独で、当該根抵当権の移転の登記の申請と併せて当該根抵当権の元本の確定の登記を申請することができる。

ウ Aを登記名義人とする地上権の設定の登記がされている甲土地について、Aが当該地上権をAの相続人であるBに遺贈する旨の遺言書を作成した場合において、その後、Aが死亡したときは、Bは、単独で、遺贈を登記原因とするAからBへの地上権の移転の登記を申請することができる。

エ Aを委託者とし、B及びCを受託者とする所有権の移転の登記及び信託の登記がされている甲土地について、Bが受託者を辞任し、その任務が終了した場合には、Cは、単独で、Bの任務の終了による権利の変更の登記を申請することができる。

オ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、売買を登記原因とするAからBへの所有権の移転の登記手続を行う旨の公正証書が作成された場合には、Bは、当該公正証書を添付情報として提供したとしても、単独で、甲土地についてAからBへの所有権の移転の登記を申請することはできない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第14問 代位による登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aが所有権の登記名義人である甲不動産について、AからBへ、BからCへと順次売買がされたが、Bが所有権の移転の登記の申請に協力しない場合において、CがBに代位してAと共同してAからBへの所有権の移転の登記の申請をするときに提供すべき代位原因を証する情報は、BからCへの所有権の移転の登記手続を命ずる旨の確定判決の正本でなければならない。

イ Aが所有権の登記名義人である甲不動産について、Bを抵当権者とし、Cを債務者とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Cの住所に変更が生じたときは、Bは、Aに代位して、単独で、Cの債務者の住所の変更の登記を申請することができる。

ウ 売買を原因とするAからBへの所有権の移転の登記と同時にした買戻しの特約の登記がされている甲不動産について、その後、Cを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされ、当該抵当権の担保不動産競売開始決定に基づく差押えの登記がされた場合において、CがBに代位してAと共同して買戻しの特約の登記の抹消を申請するときは、代位原因を証する情報の提供を要しない。

エ Aが所有権の登記名義人である甲不動産について、Aが死亡し、その相続人がBである場合において、Bの債権者であるCが、Bに代位して相続を原因とするAからBへの所有権の移転の登記を申請し、当該登記が完了したときは、登記官は、B及びCに対して登記が完了した旨を通知しなければならない。

オ Aが所有権の登記名義人である甲不動産について、Aが死亡し、その相続人がBである場合において、Bの債権者であるCが、Bに代位して相続を原因とするAからBへの所有権の移転の登記を申請し、当該登記が完了したときは、Cに対して登記識別情報が通知される。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第15問 不動産登記の申請の却下又は取下げに関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 申請代理人が甲土地の所有権の移転の登記の申請を取り下げて、当該申請の際に納付した印紙の再使用証明を受けた場合には、当該申請代理人は、当該申請の申請人以外の者を申請人とする甲土地と同一の登記所の管轄区域内にある乙土地の所有権の移転の登記の申請のために、当該印紙を使用することはできない。

イ 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をした場合において、当該申請を取り下げるときは、当該申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法によることができる。

ウ 「承役地の所有者は承役地の浸冠水その他の影響について一切異議求償等を申立てない」旨の特約を申請情報として地役権の設定の登記を申請した場合には、当該申請は却下される。

エ 書面申請の方法により登記の申請をした場合において、当該申請が却下されたときは、当該申請の申請書は還付されない。

オ 外国に住所を有する登記義務者が登記識別情報を提供することができないために事前通知による手続を利用して登記の申請をする場合において、登記官が事前通知を発送した日から 2 週間内に当該登記義務者から申請の内容が真実である旨の申出がされなかったときは、当該申請は却下される。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第16問 登記原因証明情報に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 法令又は契約により一定の期間を経過した後に甲建物を取り壊すべきことが明らか
な場合において、甲建物を取り壊すこととなる時に当該建物の賃貸借が終了する旨を
定めた賃借権の設定の登記を申請するときは、登記原因証明情報として、甲建物を取
り壊すべき事由が記載された公正証書の謄本を提供しなければならない。

イ Aが、Bに甲土地を遺贈する旨の自筆証書による遺言を作成し、その遺言書が遺言
書保管所に保管されている場合において、Aが死亡し、Bが当該遺言書に基づいて甲
土地についてAからBへの所有権の移転の登記を申請するときは、当該申請の登記原
因証明情報のうちAの死亡を証する情報として、遺言書情報証明書を提供することが
できる。

ウ 売買を原因とするAからBへの所有権の移転の登記と同時にした買戻しの特約の登
記がされている甲不動産について、買戻しの特約が付された売買契約の日から10年
を経過したことにより、Bが単独で当該買戻しの特約の登記の抹消を申請する場合に
は、登記原因証明情報を提供することを要しない。

エ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、AからBへの所有権の移転の仮登
記を命ずる処分の決定がされた場合において、Bが単独で当該決定に基づいて当該仮
登記の申請をするときは、登記原因証明情報として、当該仮登記を命ずる処分の決定
書の正本を提供しなければならない。

オ Aを所有権の登記名義人とする甲建物について、Aの配偶者であるBが、Aが死亡
した後、甲建物に配偶者居住権の設定の登記を申請する場合には、登記原因証明情報
として、A及びBが婚姻していたことを証する市町村長が職務上作成した情報を提供
しなければならない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第17問 書面申請における印鑑に関する証明書の添付に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、A、B及びCは自然人とし、いずれの申請においても必要な登記識別情報は提供されているものとする。

ア Aが所有権の登記名義人である甲土地について、AからBへの所有権の移転の登記が申請されている場合において、当該登記が完了する前に当事者の登記申請意思の撤回を理由として当該申請を取り下げるときは、当該申請を取り下げる旨の情報を記載した書面にA及びBの印鑑に関する証明書を添付することを要する。

イ Aが所有権の登記名義人である甲土地について、Bを質権者とし、Aを債務者とする質権の設定の登記がされている場合において、CがAの債務を免責的に引き受けたことにより当該質権の債務者の変更の登記を申請するときは、Aの印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

ウ Aが所有権の登記名義人である甲土地について、Aが単独で甲土地を自己信託の対象とする方法によってされた信託による権利の変更の登記を申請する場合には、Aの印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

エ A及びBが所有権の登記名義人である甲土地について、共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記を申請する場合には、A及びBの印鑑に関する証明書を添付することを要する。

オ Aが登記名義人である所有権の保存の登記がされているが、所有権の移転の登記がされていない甲建物について、Aが単独で当該所有権の保存の登記の抹消を申請する場合には、Aの印鑑に関する証明書を添付することを要する。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第18問 登記名義人の名称又は住所の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 所有権の登記名義人が地上権の設定の登記の抹消の申請をする場合において、住所の変更により当該所有権の登記名義人の現在の住所と登記記録上の住所とが異なるときは、当該申請をする前提として、当該所有権の登記名義人の住所の変更の登記を申請しなければならない。

イ 仮差押えの登記がされた不動産について、当該仮差押えが本執行に移行してされる強制競売の申立てがされる前に仮差押債権者であるAの住所の変更があった場合には、Aは、当該不動産の仮差押債権者の住所の変更の登記を申請することができる。

ウ 甲不動産の所有権の登記名義人である特例有限会社が株式会社へ移行した場合には、甲不動産についてする所有権の登記名義人の名称の変更の登記の登記原因は、組織変更である。

エ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、AがBに対して甲土地の所有権移転登記手続をする旨の和解調書の正本を提供して、AからBへの所有権の移転の登記の申請をする場合において、住所の変更によりAの現在の住所と登記記録上の住所とが異なるときであっても、当該和解調書の当事者の表示にAの変更後の住所と登記記録上の住所とが併記されているときは、Bは、当該申請をする前提として、Aの住所の変更の登記を申請することを要しない。

オ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aの破産管財人Bが甲土地を任意売却し、所有権の移転の登記を申請する場合において、住所の変更によりAの現在の住所と登記記録上の住所とが異なるときは、Bは、当該申請をする前提として、Aの住所の変更の登記を申請しなければならない。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第19問 所有権の移転の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲土地の所有権の登記名義人であるAが死亡し、その相続人がB及びCである場合において、遺産分割協議によりB及びCが各2分の1の持分の割合で甲土地を取得したときは、AからBへの相続を原因とする所有権の一部移転の登記と、AからCへの相続を原因とするAの共有持分の全部移転の登記とは、それぞれの登記の前後を明らかにして同時に申請することができる。

イ 甲土地の所有権の登記名義人である株式会社Aを吸収合併消滅会社とし、株式会社Bを吸収合併存続会社とする吸収合併がされた場合において、甲土地について合併を原因とする所有権の移転の登記の申請をするときは、登記原因証明情報として、合併の記載のあるAの登記事項証明書を提供しなければならない。

ウ Aに保佐人B及び保佐監督人Cが選任されている場合において、Bがその所有する甲不動産をAに売却したときは、A及びBは、AB間の甲不動産の売買についてCの同意を証する情報を提供して、BからAへの売買を原因とする所有権の移転の登記の申請をすることができる。

エ Aを所有権の登記名義人とする甲不動産について、AがBに死因贈与をし、その執行者としてCを指定する旨の合意が公正証書でない書面によってされた場合において、Aが死亡し、Cが死因贈与を原因とするAからBへの所有権の移転の登記を申請するときは、代理権限を証する情報の一部として、当該書面に押印されたAの印鑑に関する証明書又はAの相続人全員の承諾書に押された印鑑に関する証明書を提供しなければならない。

オ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aが死亡し、その相続人がB及びCであるが、Bのために不在者の財産の管理人Dが選任されている場合において、CD間の遺産分割協議により、Cが単独で甲土地の所有権を取得し、遺産分割を原因とする所有権の移転の登記の申請をするときは、当該遺産分割協議についての家庭裁判所のDに対する許可があったことを証する情報を提供しなければならない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第20問 次の対話は、法定相続分に応じてされた相続による所有権の移転の登記(以下「法定相続分での相続登記」という。)がされている場合の登記手続に関する教授と学生の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授：今日は、甲土地を所有するAが死亡し、甲土地について法定相続分での相続登記がされている場合において、Aの相続人間で遺産分割協議が成立し、相続人の一人であるBが甲土地の所有権を単独で取得したという事例について考えてみましょう。

当該事例において、Bが、他の相続人と共同して、他の相続人からBへの持分全部の移転の登記を申請することはできますか。

学生：ア いいえ、できません。

教授：それでは、当該事例において、甲土地をBの単独所有とする所有権の更正の登記を申請する場合について考えていきましょう。当該所有権の更正の登記の登記原因は何になりますか。

学生：イ 登記原因は錯誤になります。

教授：当該所有権の更正の登記は、誰から申請することができますか。

学生：ウ Bが、単独で申請することができます。

教授：では、当該事例において、法定相続分での相続登記がされた後に、甲土地の所有権全部を目的として抵当権の設定の登記がされた場合において、当該所有権の更正の登記の申請をするときは、添付情報として当該抵当権の抵当権者の承諾を証する情報を提供しなければなりませんか。

学生：エ はい、当該承諾を証する情報を提供しなければなりません。

教授：最後に、当該事例において、所有権の更正の登記が申請され、その登記が完了した場合には、当該登記の登記権利者に登記識別情報が通知されますか。

学生：オ いいえ、登記識別情報は通知されません。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第21問 区分建物についての登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、敷地権である旨の登記がされている土地に関して建物の区分所有等に関する法律第22条第1項ただし書の規約はないものとする。

ア 敷地権のない区分建物の表題部所有者から所有権を取得した者が当該区分建物について所有権の保存の登記を申請する場合には、申請情報には登記原因及びその日付を記載することを要する。

イ 敷地権付き区分建物の表題部所有者Aが死亡し、その唯一の相続人であるBがCに当該区分建物を売却した場合には、Cは、自己を登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することはできない。

ウ Aが表題部所有者として記録されている所有権の登記がない敷地権付き区分建物について、当該区分建物及びその敷地権を目的として、Aを委託者とし、Bを受託者とする信託契約が締結された場合には、Bは、一の申請情報により、自らを所有者とする所有権の保存の登記及び信託の登記を申請することができる。

エ 敷地権付き区分建物が属する一棟の建物に共用部分である旨の登記がされた建物がある場合において、売買を原因とする当該区分建物の所有権の移転の登記を申請するときは、当該共用部分である旨の登記のされた建物の種類、構造及び床面積を申請情報の内容としなければならない。

オ 敷地権付き区分建物について、表題部所有者から所有権を取得した者を所有者とする所有権の保存の登記がされた後に、錯誤を原因として当該所有権の保存の登記の抹消がされた場合には、登記官は、その登記記録を閉鎖する。

(参考)

建物の区分所有等に関する法律

第22条 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有者は、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2・3 (略)

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第22問 抵当権又は根抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを根抵当権者とし、Cを債務者とする根抵当権の設定の登記の申請をする場合には、当該申請の申請情報に記載されたCの住所を証する情報の提供を要する。

イ Aを抵当権の登記名義人とする甲土地について、Aが甲土地の所有権を取得したことにより当該抵当権が混同により消滅した後、当該抵当権の設定の登記の抹消がされない間にAからBへの売買を原因とする所有権の移転の登記がされた場合には、Aは、単独で混同を登記原因とする当該抵当権の設定の登記の抹消の申請をすることができる。

ウ Aを抵当権の登記名義人とする甲土地について、Aが甲土地の所有権を取得したことにより当該抵当権が混同により消滅した後、当該抵当権の設定の登記の抹消がされない間にAが死亡し、その相続人がB及びCである場合において、混同を登記原因として当該抵当権の設定の登記の抹消を申請するときは、B及びCを登記義務者としなければならない。

エ Aを所有権の登記名義人とする甲土地に抵当権の設定の登記がされている場合において、Aが死亡した後に当該抵当権が消滅したときは、Aの唯一の相続人であるBは、当該抵当権の設定の登記の抹消の前提として、甲土地について相続を原因とする所有権の移転の登記を申請することを要しない。

オ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを債務者とする根抵当権の設定の登記がされた後、Bの住所について地番変更を伴わない行政区画の変更がされた場合には、乙土地について甲土地と共同根抵当とする根抵当権の設定の登記の前提として、甲土地についてBの住所の変更の登記を申請することを要しない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第23問 抹消された登記の回復に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、登記官の職権による登記の回復については考慮しないものとし、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

ア Aが所有権の登記名義人である甲土地について、Bによる滞納処分による差押えの登記がされ、次いでAからCへの所有権の移転の仮登記がされた後に、当該差押えの登記が抹消され、次いで当該仮登記に基づく本登記がされた場合において、Bが、抹消された当該差押えの登記の回復の嘱託をするときは、Bは、Cの承諾を証する情報を提供しなければならない。

イ 自然人であるAからBへの所有権の移転の登記がされてBが所有権の登記名義人となった甲土地について、当該所有権の移転の登記が抹消され、その後、当該所有権の移転の登記の回復を申請する場合には、Aの印鑑に関する証明書の提供を要しない。

ウ Aを抵当権者とし、Bを抵当権設定者兼債務者とする抵当権の設定の登記がされている甲土地について、Bが被担保債権の弁済をする前に、抵当権設定契約を適法に合意解除し、A及びBの申請により当該抵当権の設定の登記が抹消された場合には、A及びBは、抵当権の設定の登記の回復の申請をすることはできない。

エ Aが所有権の登記名義人であり、Bが抵当権の登記名義人である甲土地について、A B間の抵当権設定契約の解除を原因として抵当権の設定の登記の抹消がされ、その後、AからCへの所有権の移転の登記がされた場合において、当該抵当権の設定の登記の回復の申請をするときは、Bを登記権利者とし、Aを登記義務者として当該申請をしなければならない。

オ 債権額を1000万円とする抵当権の設定の登記を回復する登記の登録免許税の額は、4万円である。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第24問 登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲土地について、次のアからオまでの記述のうち、第1欄に掲げる事由が生じたときに、B及びCが書面により共同して申請する登記に関する第2欄に掲げる記述が正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、判決による登記、代位による登記及び仮登記を命ずる処分に基づく仮登記については、考慮しないものとする。また、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	令和6年4月1日 第4000号	原因 令和6年4月1日贈与 所有者 A
2	所有権移転仮登記	令和6年5月1日 第5000号	原因 令和6年5月1日売買 権利者 B
	余白	余白	余白

	第1欄	第2欄
ア	Bが、Cに対して、順位番号2番で仮登記がされた所有権を売却した。	登記は、本登記によってされる。
イ	B及びCが、順位番号2番で仮登記がされた所有権の売買の予約をした。	登記は、付記登記によってされる。
ウ	Bが、Cに対して、順位番号2番で仮登記がされた所有権を売却した。	添付情報として、Bの登記識別情報の提供を要する。
エ	B及びCが、順位番号2番で仮登記がされた所有権の売買の予約をした。	添付情報として、Cの住所を証する情報の提供を要しない。
オ	Bが、Cに対して、順位番号2番で仮登記がされた所有権を売却した。	登録免許税の額は、不動産の価額に1000分の10を乗じた額である。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第25問 Aを所有権の登記名義人とする甲不動産についての処分禁止の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいものの組合せ**は、後記1から5までのうち、どれか。

ア Bが売買によりAから甲不動産の所有権を取得したが、甲不動産について、AからBへの所有権の移転の登記が未了の間にCを仮処分の債権者とする所有権の移転の登記請求権を保全する処分禁止の登記がされた後、Bの債権者であるDの代位によりAからBへの所有権の移転の登記がされた場合において、Cが、AからCへの所有権の移転の登記の申請と同時に、単独で当該処分禁止の登記に後れるBのための登記の抹消を申請するときは、その旨をB及びDに対しあらかじめ通知したことを証する情報を提供しなければならない。

イ 甲不動産について、Bを仮処分の債権者とする所有権の移転の登記請求権を保全する処分禁止の登記がされた後、Cを登記名義人とする抵当権の設定の登記がされた場合において、Bが、AからBへの所有権の移転の登記の申請と同時に、単独で当該抵当権の設定の登記の抹消を申請しなかったときは、当該所有権の移転の登記の申請は却下される。

ウ 甲不動産について、債務者の表示として「被相続人A相続人B」と記載された仮処分命令の決定書の正本を提供して所有権の移転の登記請求権を保全する処分禁止の登記が囑託される場合には、当該処分禁止の登記の前提として、当該登記請求権の債権者であるCは、Bに代位して相続を原因とするAからBへの所有権の移転の登記を申請しなければならない。

エ 甲不動産について、Bを仮処分の債権者とする所有権の移転の登記請求権を保全する処分禁止の登記がされた後、登記官が、Bの申請に基づきAからBへの所有権の移転の登記及び当該処分禁止の登記に後れる登記の抹消をするときは、職権で、当該処分禁止の登記を抹消しなければならない。

オ 甲不動産について、Bを仮処分の債権者とする所有権の移転の登記請求権を保全する処分禁止の登記がされた後、当該登記請求権について保全の必要性が消滅したときは、A及びBは、解除を登記原因として当該処分禁止の登記の抹消を申請することができる。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第26問 不動産登記における審査請求に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 登記の申請を却下する処分に対する審査請求は、当該申請において提供された申請情報及びその添付情報の保存期間が経過した後もすることができる。

イ 法務局又は地方法務局長は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の執行の停止の措置をとることができる。

ウ 登記の申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、登記官が何らの処分をもしない場合には、審査請求をすることができる。

エ 審査請求人が死亡し、その相続人が審査請求人の地位を承継した場合には、当該相続人は、処分をした登記官を監督する法務局又は地方法務局長に対し、書面でその旨を届け出なければならない。

オ 所有権の移転の登記が完了したが、当該登記が申請の権限を有しない者の申請によりされたものであると判明した場合には、そのことを理由として審査請求をすることができる。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第27問 登録免許税に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

ア 一の申請情報により20個を超える不動産についてする錯誤による所有権の登記名義人の住所の更正の登記の登録免許税の額は、2万円である。

イ 信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみを受益者とする信託の登記がされている不動産についてする受託者から受益者への所有権の移転の登記については、登録免許税が課されない。

ウ 所有権の登記名義人の住所が誤って登記された後に、当該登記名義人の住所について変更があった場合において、一の申請情報により当該登記名義人の住所の更正の登記と住所の変更の登記とを同時に申請するときの登録免許税の額は、不動産の個数1個につき2000円である。

エ 抵当権の信託の仮登記の登録免許税の額は、債権金額に1000分の1を乗じた額である。

オ 法定相続分に応じてされた相続による所有権の移転の登記がされている場合において、遺産分割協議により相続人の一人が所有権を取得したときの所有権の更正の登記の登録免許税の額は、不動産の個数1個につき1000円である。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第 28 問から第 35 問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。

第28問 未成年者及び後見人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 未成年者の登記は、法定代理人の申請によってする。

イ 未成年者の登記においては、法定代理人の住所及び氏名をも登記しなければならない。

ウ 未成年者の登記をした未成年者が成年に達したことによる消滅の登記は、登記官が、職権であることができる。

エ 後見人が被後見人のために営業を行う場合において、後見監督人がないときは、後見人の登記の申請書には、後見監督人がないことを証する書面を添付しなければならない。

オ 後見人の登記においては、後見人が法人であるときは、当該法人の代表者の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第29問 株式会社の設立の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 外国人が取締役会設置会社の設立時代表取締役に就任した場合において、当該設立時代表取締役が就任を承諾したことを証する書面に署名しているときは、当該会社の設立の登記の申請書には、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えて、当該書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を添付することができる。

イ 株式会社の設立が発起設立であり、添付書面の記載から発起人及び設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していないことが明らかである場合において、発起人及び設立時取締役以外の者名義の預金口座に出資に係る金銭が払い込まれたときは、当該設立の登記の申請書には、発起人が当該預金口座の名義人に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面を添付しなければならない。

ウ 株式会社の設立が募集設立であり、当該設立の登記の申請書に設立時取締役及び設立時監査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類の添付を要する場合において、設立時取締役のうちの1名が創立総会に欠席したときは、創立総会に出席した設立時取締役及び設立時監査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付すれば足りる。

エ 株式会社の設立が発起設立であり、設立しようとする会計参与設置会社の定款に設立時会計参与を定めなかった場合には、当該設立の登記の申請書には、設立時会計参与の選任につき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

オ 株式会社の設立の登記の申請が、電子情報処理組織を使用する方法により、公証人への定款の認証の嘱託と同時にされた場合において、申請された日の当日中に定款が認証されなかったときは、当該設立の登記の申請は却下される。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第30問 監査役会設置会社の役員等に関する登記についての次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 監査役会を置く旨の定款の定めを廃止した場合において、当該定めの廃止の登記を申請するときは、当該申請と同時に、社外監査役である旨の登記がされている監査役について、社外監査役である旨の登記の抹消を申請しなければならない。

イ 株主総会の決議により会計監査人を解任した場合には、会計監査人の退任による変更の登記の申請書には、監査役会が当該株主総会の議案の内容を決定したことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 職務を怠ったことを理由として監査役会が会計監査人を解任した場合には、会計監査人の退任による変更の登記の申請書には、監査役の全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

エ 会計監査人が欠けた場合において、監査役会の決議によって一時会計監査人の職務を行うべき者を選任したときは、当該一時会計監査人の職務を行うべき者の就任による変更の登記の申請書には、一時会計監査人を選任した監査役会の議事録を添付しなければならない。

オ 一時会計監査人の職務を行うべき者に関する登記がされている場合において、会計監査人の就任による変更の登記を申請するときは、当該申請と同時に、一時会計監査人の職務を行うべき者に関する登記の抹消を申請しなければならない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第31問 株式会社の資本金の額の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 減少後の資本金の額を0円とする資本金の額の変更の登記を申請することはできない。

イ 剰余金の資本組入れによる変更の登記の申請書には、当該組入れに係る剰余金の額が計上されていたことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 資本金の額の減少による変更の登記があった場合において、当該資本金の額の減少に係る株主総会の決議に無効の原因があるときは、資本金の額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決書の謄本及び確定証明書を添付して、当該変更の登記の抹消を申請しなければならない。

エ 定時株主総会において、当該定時株主総会の日における欠損の額を超えない範囲で資本金の額を減少する旨の決議が普通決議によりされた場合であっても、資本金の額の減少による変更の登記の申請書には、一定の欠損の額が存在することを証する書面を添付することを要しない。

オ 特例有限会社は、準備金の資本組入れを決議した株主総会の議事録を添付して、資本金の額の変更の登記を申請することができる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第32問 清算株式会社(特例有限会社を除く。)の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 取締役が定款の定め又は株主総会の決議によらずに最初の清算人となった場合には、清算人の登記の申請書には、当該清算人が就任の承諾をしたことを証する書面の添付を要しない。

イ 裁判所が選任した者が最初の清算人となった場合には、清算人の登記の申請書には、当該清算人が就任の承諾をしたことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めのある監査役を置く清算株式会社において、当該定めを廃止した場合には、当該監査役の退任による変更の登記を申請しなければならない。

エ 清算の開始時に会社法上の公開会社であった清算株式会社は、定款を変更して公開会社でない会社となった場合であっても、監査役設置会社の定めを廃止の登記を申請することができない。

オ 清算の開始時に会社法上の公開会社であった清算株式会社である場合には、清算人の登記の申請書には、登記すべき事項として、清算人会設置会社である旨をも記載しなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第33問 持分会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 業務執行社員が2人以上ある場合には、合名会社における支店の設置の登記の申請書には、業務執行社員の過半数の一致を証する書面を添付しなければならない。

イ 合名会社においては、退社する社員の退社届及び退社する社員以外の社員全員の同意書を添付して、総社員の同意による社員の退社による変更の登記を申請することができる。

ウ 業務執行社員が2人以上ある場合には、合資会社における支配人の選任の登記の申請書には、業務執行社員の過半数の一致を証する書面を添付しなければならない。

エ 合同会社の代表社員が株式会社となる場合には、当該代表社員の職務執行者を当該株式会社において選任された当該株式会社の役員でない者とする設立の登記を申請することはできない。

オ 合同会社において、業務執行社員が業務を執行しないこととなった場合には、業務執行権の喪失による変更の登記を申請しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第34問 次の対話は、新設分割の登記に関する司法書士と補助者との対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

司法書士： 国民の祝日である日を変更の年月日として、新設分割株式会社の新設分割による変更の登記を申請することができますか。

補助者：ア はい。この場合、新設分割計画で定められた効力発生日に新設分割の効力が生じますので、新設分割株式会社については、当該日を変更の年月日として、その後法定の期間内に変更の登記を申請することができます。

司法書士： 新設分割株式会社の本店所在地を管轄する登記所がA法務局、新設分割設立株式会社の本店所在地を管轄する登記所がB法務局の場合には、新設分割による新設分割設立株式会社の設立の登記の申請書と新設分割株式会社の変更の登記の申請書は、どの法務局に提出しますか。

補助者：イ B法務局に対し、同時に提出します。

司法書士： 新設分割計画において、会社法第763条第1項第12号に掲げる事項の定めがなく、かつ、新設分割株式会社が新設分割設立株式会社に承継させる債務の全てにつき新設分割株式会社が重疊的債務引受けをする旨の定めがある場合には、新設分割設立株式会社の設立の登記の申請書には、債権者保護手続を行ったことを証する書面を添付する必要がありますか。

補助者：ウ この場合、当該登記の申請書に債権者保護手続を行ったことを証する書面を添付する必要はありません。

司法書士： 新設分割設立株式会社の設立の登記の申請書に、新設分割計画が承認されたことを証する書面として株主総会の議事録を添付する必要がないのは、どのような場合ですか。

補助者：エ いわゆる簡易分割又は略式分割の場合には、当該登記の申請書に株主総会の議事録を添付する必要はありません。

司法書士： 最後に、新設分割設立株式会社の資本金の額が1000万円である場合には、新設分割による新設分割設立株式会社の設立の登記をする場合の登録免許税の額は、いくらですか。

補助者：オ 15万円です。

(参考)

会社法

第 763 条 一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割により設立する会社(以下この編において「新設分割設立会社」という。)が株式会社であるときは、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～十一 (略)

十二 新設分割株式会社が新設分割設立株式会社の成立の日に次に掲げる行為をするときは、その旨

イ 第 171 条第 1 項の規定による株式の取得(同項第 1 号に規定する取得対価が新設分割設立株式会社の株式(これに準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。ロにおいて同じ。)のみであるものに限る。)

ロ 剰余金の配当(配当財産が新設分割設立株式会社の株式のみであるものに限る。)

2 (略)

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第35問 一般財団法人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 設立の登記の申請書には、登記すべき事項として、評議員の氏名を記載しなければならない。

イ 公告方法として「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法」を登記することはできない。

ウ 解散後も監事を置く旨の定款の定めのある一般財団法人が、定款で定めた存続期間の満了により解散した場合において、清算人の登記をするときは、監事設置法人である旨をも登記しなければならない。

エ 基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により解散する旨を定款で定めた場合には、当該解散の事由を登記しなければならない。

オ 貸借対照表の内容である情報につき不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項を登記する場合には、その申請書には、当該事項について決議した理事会の議事録を添付しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第36問 以下の(設例)に基づき、後記の問1から問5までに答えなさい。

(設例)

- 1 令和4年3月1日、司法書士法務新は、別紙1の登記がされている不動産(以下「甲土地」という。)及び別紙2の登記がされている不動産(以下「乙建物」という。)についてXから相談を受け、後記【**事実関係**】1及び2の事実を聴取した。そして、同年4月1日、司法書士法務新は、後記【**事実関係**】1から6までの事実に基づいて行うべき甲土地及び乙建物の登記申請手続に必要な全ての書類を受領した上で、別紙5の登記原因証明情報を起案し、関係当事者全員から登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務新は、甲土地及び乙建物について必要な登記の申請を行った。
- 2 令和6年2月5日、司法書士法務新は、甲土地及び乙建物について再びXから相談を受け、後記【**事実関係**】7から9までの事実を聴取した。そして、同月19日、司法書士法務新は、後記【**事実関係**】1から9までの事実に基づいて行うべき甲土地及び乙建物の登記申請手続に必要な全ての書類を受領し、Xから登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務新は、甲土地及び乙建物について必要な登記の申請を行った。
- 3 令和6年3月1日、司法書士法務新は、別紙8の登記がされている不動産(以下「丙土地」という。)及び別紙9の登記がされている不動産(以下「丁建物」という。)についてBから相談を受け、後記【**事実関係**】10の事実を聴取した。そして、同年7月5日、司法書士法務新は、後記【**事実関係**】1から12までの事実に基づいて行うべき丙土地及び丁建物の登記申請手続に必要な全ての書類を受領し、同日、司法書士法務新は、丙土地及び丁建物について必要な登記の申請を行った。

【事実関係】

- 1 Aは、住居として乙建物を使用し、その敷地として甲土地を使用していたが、引っ越しをすることとなった。そこで、Aと懇意にしてきたXは、自ら工事代金を負担して乙建物の増築工事(以下「本件増築工事」という。)を行った上で、乙建物を住居として使用することとした。本件増築工事は、令和4年2月26日に完了した。
- 2 Xは、本件増築工事を行うに当たり、ひかり銀行株式会社から融資を受けることとし、所定の申込手続を行った。なお、融資の条件として、乙建物の一部又は全部をXの所有名義とすることが必要とされた。
- 3 令和4年3月4日、Xは、土地家屋調査士法務蒼太の事務所を訪問し、乙建物の表

題部の変更の登記の申請を依頼した。当該登記は同月 17 日に完了し、乙建物の床面積が 97.44㎡に変更されたが、その他の登記事項に変更はない。

- 4 甲土地及び乙建物の乙区 1 番に記録されている抵当権については、別紙 3 の抵当権解除証書を含む関係書類が交付されている。
- 5 令和 4 年 3 月 25 日、X は、住所を奈良県奈良市小山町 15 番地 3 に移転した。同日、X は、ひかり銀行株式会社との間で前記【事実関係】2 の申込みに係る金銭消費貸借契約を締結するとともに、ひかり信用保証株式会社との間で X がひかり銀行株式会社に対して負担する金銭債務に係る保証委託契約を締結した。
- 6 令和 4 年 4 月 1 日、ひかり銀行株式会社は、X に対する融資を実行した。また、同日、X、A 及びひかり信用保証株式会社は、別紙 4 の抵当権設定契約証書により抵当権設定契約を締結した。
- 7 令和 4 年 5 月 2 日、A は、住所を奈良県丹生郡今川町 1305 番地に移転した。
- 8 令和 5 年 8 月 10 日、A は、別紙 6 の遺言書により遺言をした。
- 9 令和 6 年 1 月 20 日、A は死亡した。A の親族関係は、別紙 7 に記載されたとおりである。また、X は、A の遺言に係る遺言執行者の就職を承諾した。
- 10 A は、生前に住居として丁建物を使用し、その敷地として丙土地を使用していた。A の死亡後、丁建物には誰も住んでいないが、B が丁建物の管理を継続して行っていた。しかし、B は、丁建物とは別に自宅を有しており、丁建物に居住するつもりはなかった上、A には丙土地及び丁建物のほかに遺産もなかったことから、B は、A に係る相続の放棄をしたいと考えていた。
- 11 令和 6 年 3 月 13 日、B は、A の最後の住所地を管轄する奈良家庭裁判所五條支部に A に係る相続の放棄をする旨の申述をし、同日、当該申述は受理された。
- 12 令和 6 年 5 月 8 日、B は、奈良家庭裁判所五條支部に相続財産清算人の選任の申立てをし、同年 6 月 28 日、司法書士法務新が相続財産清算人に選任された。

〔事実関係に関する補足〕

- 1 本件増築工事による乙建物の増築部分は、乙建物の既存部分に接して築造されており、建物としての構造上の独立性はなく、当該既存部分と一体として利用され、取引されるべき状態にある。
- 2 登記申請に当たって法律上必要な手続は、申請日までに全てされている。なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。また、登記上の利害関係を有する

第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。

- 3 司法書士法務新が令和4年4月1日に行った登記の申請は、同月7日に完了している。また、司法書士法務新が令和6年2月19日に行った登記の申請は、同月22日に完了している。
- 4 **【事実関係】**は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務新の説明内容は、全て適法である。
- 5 司法書士法務新は、同じ日付で複数の登記を申請する場合には、次の要領で登記を申請するものとする。
 - (1) 権利部(甲区)又は権利部(乙区)の別を問わず、登記原因の日付の早いものから登記を申請する。
 - (2) 登記原因の日付が同日のものがある場合は、権利部(甲区)に関する登記を申請し、その後に権利部(乙区)に関する登記を申請する。
 - (3) 複数の不動産について一括して申請することができる場合は1件で申請することとし、申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請する。
- 6 本件の関係当事者間には、**【事実関係】**及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は存在しない。
- 7 甲土地及び乙建物は、奈良地方法務局の管轄に属している。また、丙土地及び丁建物は、奈良地方法務局五條支局の管轄に属している。司法書士法務新は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 8 司法書士法務新は、いずれの登記申請においても、判決による登記申請及び債権者代位による登記申請を行っていない。
- 9 令和4年4月1日現在の甲土地の課税標準の額は836万6933円とし、本件増築工事後の乙建物の課税標準の額は238万188円とする。令和6年2月19日現在の甲土地の課税標準の額は820万2876円とする。令和6年7月5日現在の丙土地の課税標準の額は466万3251円とする。

問1 令和4年3月1日、司法書士法務新がXの訪問を受けた際に、Xから、**乙建物の増築部分の所有権の帰属について質問を受けたため、司法書士法務新は、判例の立場を前提として、本件増築工事が完了した時点で当該増築部分の所有権が誰に帰属するか及びその理由を説明した。**司法書士法務新が行った説明の内容につき、当該増築部分の所有権が誰に帰属するかを明示した上で、その理由を第36問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 司法書士法務新が甲土地及び乙建物について令和4年4月1日に申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報及び申請人(以下「申請事項等」という。問3において同じ。)、添付情報、登録免許税額並びに不動産の表示を、司法書士法務新が申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第2欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

問3 司法書士法務新が甲土地について令和6年2月19日に申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額を、司法書士法務新が申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第3欄(1)及び(2)の各欄に記載しなさい。なお、回答を記載するに当たっては、(設例)2及び〔事実関係に関する補足〕5(3)にかかわらず、甲土地についてのみ登記の申請をしたものとし、乙建物については記載することを要しない。

問4 令和6年3月1日、司法書士法務新がBの訪問を受けた際に、Bから、Aに係る相続の放棄をした場合において、Bが丙土地及び丁建物についてどのような義務を負うことがあるかについて質問を受けたため、司法書士法務新は、法令に照らし、以下のとおりの説明をした。空欄に当てはまる文言(B 及び C は順不同)を、第36問答案用紙の第4欄に記載しなさい。

【司法書士法務新の説明】

「相続放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する財産を A 占有しているときは、 B 又は C に対して当該財産を引き渡すまでの間、 D の注意をもって、その財産を E しなければなりません。」

問5 司法書士法務新が丙土地について令和6年7月5日に申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、申請人及び登録免許税額を、司法書士法務新が申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第5欄に記載しなさい。なお、回答を記載するに当たっては、(設例)3及び〔事実関係に関する補足〕5(3)にかかわらず、丙土地についてのみ登記の申請をしたものとし、丁建物については記載することを要しない。

(答案作成に当たっての注意事項)

1 第36問答案用紙の第2欄及び第3欄の申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」

欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

- (1) 「上記以外の申請事項等」欄には、登記記録の「権利者その他の事項」のうち登記原因及びその日付を除いた情報並びに申請人を記載する。
 - (2) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「所有者」、「抵当権者」、「(被承継者)」等の表示も記載する。
 - (3) 申請人について、住所又は本店所在地は、記載することを要しない。また、会社法人等番号を有する法人について、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。
 - (4) 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他の法令の規定により登記の申請をする場合において、申請人が登記識別情報又は登記済証を提供することができないときは、当該登記識別情報又は登記済証を提供することができない理由を記載する。
 - (5) 申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを申請情報の内容とすべきときは、「民法 423 条 1 項」の振り合いで、当該法令を記載する。
- 2 第 36 問答案用紙の第 2 欄及び第 3 欄の添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
- (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからハマで)を記載する。
 - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからハマで)を記載する。
 - (3) 後記【添付情報一覧】のアからハマまでに掲げられた情報以外の情報(登記の申請に関する委任状等)は、記載することを要しない。
 - (4) 後記【添付情報一覧】のシを記載するときは、シの記号に続けて、シの括弧書きの「(何某が何土地又は何建物の何区何番で通知を受けたもの)」に通知を受けた者、通知を受けた不動産及びその順位番号を補い、「シ(Aが甲土地の甲区1番で通知を受けたもの)」の要領で記載する。
 - (5) 後記【添付情報一覧】のネ又はノのいずれかあるいは複数を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、ネ又はノの括弧書きの「(何某のもの)」に当該情報の作成者の氏名を補い、「ネ(Aのもの)」の要領で記載する。
 - (6) 後記【添付情報一覧】のハを記載するときは、ハの括弧書きの「(何某の本人確認をしたもの)」に司法書士法務新が本人確認をした申請人の氏名を補い、「ハ(Aの

本人確認をしたもの)」の要領で記載する。

- (7) 後記【添付情報一覧】のソからソまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。
 - (8) 後記【添付情報一覧】のタの A に関する住民票の除票の写しには、本籍及び前住所が記載されているものとする。
 - (9) 後記【添付情報一覧】に掲げられた添付情報のうち、発行日、作成日等の日付が明示されておらず、かつ、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。
- 3 第 36 問答案用紙の第 2 欄の不動産の表示欄に解答を記載するに当たっては、甲土地、乙建物のいずれか又はその両方を丸で囲うこと。
- 4 第 36 問答案用紙の第 5 欄の申請人欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
- (1) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「所有者」、「抵当権者」、「(被承継者)」等の表示も記載する。
 - (2) 申請人について、住所又は本店所在地は、記載することを要しない。また、会社法人等番号を有する法人について、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。
 - (3) 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他の法令の規定により登記の申請をする場合において、申請人が登記識別情報又は登記済証を提供することができないときは、当該登記識別情報又は登記済証を提供することができない理由を記載する。
 - (4) 申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを申請情報の内容とすべきときは、「民法 423 条 1 項」の振り合いで、当該法令を記載する。
- 5 第 36 問答案用紙の第 2 欄、第 3 欄及び第 5 欄の各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
- 6 申請できる登記は全て申請するものとし、申請すべき登記がない場合には、第 36 問答案用紙の第 2 欄及び第 3 欄の**登記の目的欄**に「登記不要」と記載すること。
- 7 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、**【事実関係】**に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。
- 8 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。

- 9 登録免許税が免除され、又は軽減される場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税額欄に登録免許税額(非課税である場合は、その旨)とともに記載する。なお、登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免規定の適用はないものとする。
- 10 第36問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することを要しない。

【添付情報一覧】

- ア 抵当権解除証書(別紙 3)
- イ 抵当権設定契約証書(別紙 4)
- ウ 登記原因証明情報(別紙 5)
- エ 遺言書(別紙 6)
- オ 登記済証(甲土地の甲区 1 番のもの)
- カ 登記済証(甲土地の乙区 1 番のもの)
- キ 登記識別情報(生駒大和信用金庫が甲土地の乙区 1 番付記 1 号で通知を受けたもの)
- ク 登記済証(乙建物の甲区 1 番のもの)
- ケ 登記済証(乙建物の乙区 1 番のもの)
- コ 登記識別情報(生駒大和信用金庫が乙建物の乙区 1 番付記 1 号で通知を受けたもの)
- サ 登記済証(丙土地の甲区 1 番のもの)
- シ 登記識別情報(何某が何土地又は何建物の何区何番で通知を受けたもの)
- ス A の印鑑に関する証明書
- セ B の印鑑に関する証明書
- ソ X の印鑑に関する証明書
- タ A の住民票の除票の写し
- チ B の住民票の写し
- ツ X の住民票の写し
- テ A が死亡した旨の記載のある戸籍の全部事項証明書
- ト 大和信用金庫の会社法人等番号
- ナ 生駒大和信用金庫の会社法人等番号
- ニ ひかり銀行株式会社の会社法人等番号
- ヌ ひかり信用保証株式会社の会社法人等番号
- ネ 登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(何某のもの)
- ノ 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(何某のもの)
- ハ 本人確認情報(何某の本人確認をしたもの)

別紙1 甲土地の登記事項証明書(抜粋)

表 題 部 (土地の表示)	調製	【略】	不動産番号	【略】
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所 在	奈良市小山町			余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕
15番3	田	192		余白
余白	宅地	192	45	②③平成2年1月10日地目変更 〔平成2年1月22日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成1年8月21日 第5567号	原因 平成1年8月21日売買 所有者 奈良県奈良市小山町15番地3 A 順位4番の登記を移記

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成2年2月20日 第4337号	原因 平成2年2月20日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2850万円 利息 年3.5%(年365日日割計算) 損害金 年14% 債務者 奈良県奈良市小山町15番地3 A 抵当権者 奈良県奈良市元町3番地 大和信用金庫 共同担保 目録(ね)第3451号 順位4番の登記を移記
付記1号	1番抵当権移転	令和3年5月6日 第5541号	原因 令和3年5月1日合併 抵当権者 奈良県生駒市上町12番1号 生駒大和信用金庫

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(ね)第3451号	調製	【略】
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	奈良市小山町 15番3の土地	1	余白
2	奈良市小山町 15番地3 家屋番号 15番3の建物	1	余白

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和4年3月1日

奈良地方法務局

登記官 紅 山 美 怜 印

別紙 2 乙建物の登記事項証明書(抜粋)

表 題 部 (主である建物の表示)	調製	【略】	不動産番号	【略】
所在図番号	余白			
所 在	奈良市小山町 15 番地 3			余白
家屋番号	15 番 3			余白
① 種 類	② 構 造	③ 床面積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造瓦葺平家建	62	66	平成 2 年 1 月 10 日新築 〔平成 2 年 1 月 22 日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成 2 年 2 月 20 日 第 4335 号	所有者 奈良県奈良市小山町 15 番地 3 A 順位 1 番の登記を移記

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成 2 年 2 月 20 日 第 4337 号	原因 平成 2 年 2 月 20 日金銭消費貸借同日設定 債権額 金 2850 万円 利息 年 3.5%(年 365 日日割計算) 損害金 年 14% 債務者 奈良県奈良市小山町 15 番地 3 A 抵当権者 奈良県奈良市元町 3 番地 大和信用金庫 共同担保 目録(ね)第 3451 号 順位 4 番の登記を移記
付記 1 号	1 番抵当権移転	令和 3 年 5 月 6 日 第 5541 号	原因 令和 3 年 5 月 1 日合併 抵当権者 奈良県生駒市上町 12 番 1 号 生駒大和信用金庫

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(ね)第 3451 号	調製	【略】
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	奈良市小山町 15 番 3 の土地	1	余白
2	奈良市小山町 15 番地 3 家屋番号 15 番 3 の建物	1	余白

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和4年3月1日

奈良地方法務局

登記官 紅 山 美 怜 印

別紙 3 抵当権解除証書

抵当権解除証書

奈良県奈良市小山町 15 番地 3

A

殿

平成 2 年 2 月 20 日付け抵当権設定契約により、次の不動産に設定した抵当権(平成 2 年 2 月 20 日奈良地方法務局受付第 4337 号登記済)は、本日、解除しました。

不動産の表示

当欄には、甲土地及び乙建物が記載されているものとする。

令和 4 年 2 月 22 日

奈良県生駒市上町 12 番 1 号

生駒大和信用金庫

理事長 黒 木 公 印

別紙 4 抵当権設定契約証書

抵当権設定契約証書

大阪市東区丸井 2 丁目 1 番地
ひかり信用保証株式会社 御中

令和 4 年 4 月 1 日

債務者 (保証委託者) 兼抵当権設定者	当欄には、関係当事者全員が適式に署名し、 押印しているものとする。
抵当権設定者	

債務者及び抵当権設定者は、債務者がひかり銀行株式会社から融資を受けるについて、令和 4 年 3 月 25 日付で貴社との間に締結した保証委託契約(以下単に「保証委託契約」という。)に付帯して、下記の条項を契約します。

第 1 条 (抵当権の設定)

抵当権設定者は、債務者が保証委託契約により貴社に対し負担すべき求償債務を担保するため、その所有する末尾記載の物件の上に次の要領により順位第 1 番の抵当権を設定いたします。

- | | |
|---------|----------|
| 1 債 務 額 | 金 900 万円 |
| 1 遅延損害金 | 年 14% |

【中略】

物件の表示

当欄には、甲土地及び乙建物が記載されているものとする。

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 【略】
- (2) 登記の原因 【略】
- (3) 当 事 者 【略】
- (4) 不動産の表示

所 在	奈良県奈良市小山町 15 番地 3
家屋番号	15 番 3
種 類	居宅
構 造	木造瓦葺平家建
床 面 積	97.44㎡

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 令和 4 年 2 月 26 日、X は、A が所有する上記 1 (4) の建物 (以下「本件建物」という。) に対して、建物増築工事を行った。
- (2) これによって、A が所有する本件建物の価値は増加した。
- (3) A は、X に対して、本件建物の増加価値につき償金を支払う債務があることを確認した。
- (4) 令和 4 年 3 月 25 日、X と A は、A が X に対し、前記(3)の債務の弁済に代えて、増築後の本件建物の所有権の持分 10 分の 7 を移転する旨の契約をした。
- (5) よって、同日、本件建物の所有権の持分の 10 分の 7 が、A から X に移転した。

令和 4 年 4 月 1 日 奈良地方法務局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

当欄には、関係当事者全員が適式に署名し、
押印しているものとする。

別紙6 遺言書

注：本遺言書は、以下の2葉で構成されており、その発見当時、当該2葉は同一の封筒に入れられ、封かんされていた。

1枚目の文字は全て手書きであり、適式な押印がされている。

2枚目はパソコンで作成されており、Aの自署と適式な押印がされている。

本遺言書は家庭裁判所で検認されており、検認済み証明書が合てつされている。

(1枚目)

遺言書

X(平成3年6月9日生、住所 奈良県奈良市小山町15番地3)に別紙財産目録の不動産を相続させる。

本遺言の遺言執行者として、前記Xを指定する。

令和5年8月10日

奈良県丹生郡今川町1305番地

A ⑩

(2枚目)

別紙

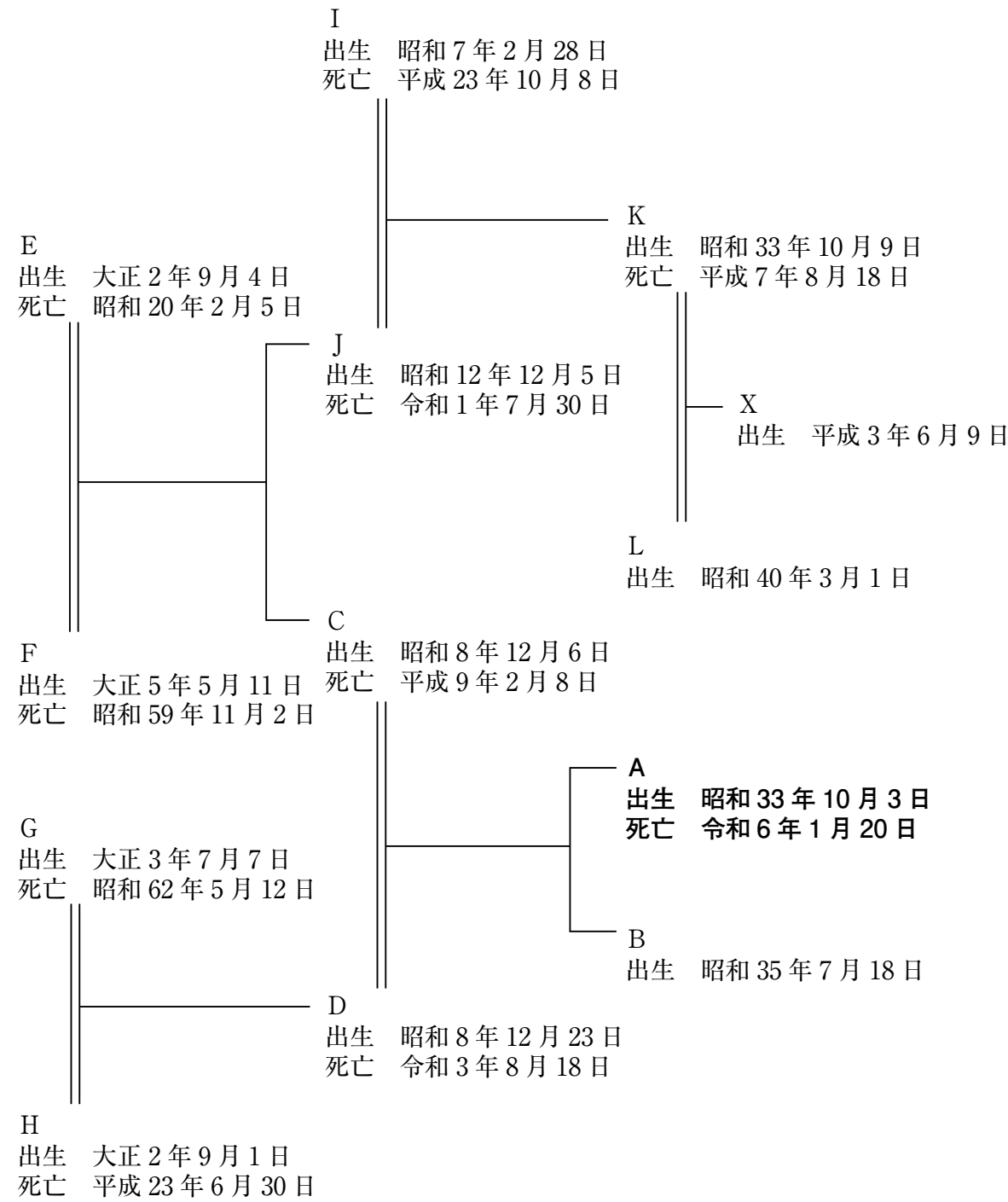
財産目録

当欄には、甲土地及び乙建物が記載されているものとする。

A ⑩

別紙7 Aの親族関係図

注：二重線は婚姻関係を示しており、一本線は親子関係を示している。



別紙 8 丙土地の登記事項証明書(抜粋)

表 題 部（土地の表示）		調製	【略】	不動産番号	【略】
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	丹生郡今川町			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1305 番	宅地	332	53		
				余白	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成 10 年 8 月 18 日 第 4727 号	原因 平成 9 年 2 月 8 日相続 所有者 奈良県奈良市小山町 15 番地 3 A

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 6 年 2 月 28 日

奈良地方法務局五條支局

登記官 金 城 優 紀 印

別紙 9 丁建物の登記事項証明書(抜粋)

表 題 部 （主である建物の表示）		調製	【略】		不動産番号	【略】
所在図番号	余白					
所 在	丹生郡今川町 1305 番地			余白		
家屋番号	1305 番			余白		
① 種 類	② 構 造	③ 床面積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕		
居宅	木造瓦葺平家建	147	23	昭和 53 年 9 月 10 日新築 〔昭和 53 年 11 月 15 日〕		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成 10 年 8 月 18 日 第 4727 号	原因 平成 9 年 2 月 8 日相続 所有者 奈良県奈良市小山町 15 番地 3 A

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 6 年 2 月 28 日

奈良地方法務局五條支局

登記官 金 城 優 紀 印

別紙 10 相続財産清算人選任審判書謄本

令和 6 年(家)第 10 号 相続財産清算人選任申立事件

審 判

本 籍 (省略)

住 所 奈良県丹生郡今川町 1432 番地

申立人 B

本 籍 (省略)

最後の住所 奈良県丹生郡今川町 1305 番地

被相続人 亡 A

昭和 33 年 10 月 3 日生

令和 6 年 1 月 20 日死亡

本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、民法第 952 条により次のとおり
審判する。

主 文

被相続人亡 A の相続財産清算人として、

住 所 奈良県奈良市南町二丁目 77 番地

氏 名 法務 新

を選任する。

令和 6 年 6 月 28 日

奈良家庭裁判所五條支部

裁判官 吉 田 匠 実

上記は謄本である。

令和 6 年 6 月 30 日

奈良家庭裁判所五條支部

裁判所書記官 光 野 司 印

第37問 司法書士石田小梅は、令和6年4月3日に事務所を訪れた株式会社サクラの代表者から、別紙1から別紙6までの書面のほか、登記申請に必要な書面の提示を受けて確認を行い、別紙15のとおり事情を聴取した上で、同代表者に対し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士石田小梅は、株式会社サクラの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

そこで、司法書士石田小梅は、この依頼に基づき、登記申請に必要な書面の交付を受け、管轄登記所に対し、同月4日に登記の申請をしたところ、同月11日に当該登記が完了した。

また、司法書士石田小梅は、同年7月3日に事務所を訪れた株式会社サクラの代表者から、同年4月3日に提示を受けた書面に加え、別紙7から別紙14までの書面のほか、登記申請に必要な書面の提示を受けて確認を行い、別紙16のとおり事情を聴取した上で、同代表者に対し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士石田小梅は、株式会社サクラの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

そこで、司法書士石田小梅は、この依頼に基づき、登記申請に必要な書面の交付を受け、管轄登記所に対し、同年7月5日に登記の申請をした。

以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

問1 令和6年4月4日に司法書士石田小梅が申請した登記のうち、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 令和6年7月5日に司法書士石田小梅が申請した登記のうち、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問3 司法書士石田小梅が別紙7から別紙14までの書面及び別紙16のとおり事情を聴取した内容のうち、登記することができない事項(法令上登記すべき事項とされていない事項を除く。)がある場合には、当該事項及びその理由を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、第37問答

案用紙の第3欄【登記することができない事項】部分に「なし」と記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、別段の記載がない限り、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書に会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略は、しないものとする。
- 3 被選任者及び被選定者の就任承諾は、別紙13及び別紙14を除き、選任され、又は選定された日に適法に得られ、その旨の書面が調えられているものとする。
- 4 株式会社サクラ及びボタン株式会社を通じて、AからKまでの記号で表示されている者は、いずれも自然人であって、同じ記号の者が各々同一人物であるものとする。
- 5 登記申請書の添付書面のうち、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)を記載する場合において、各議案を通じて株主リストに記載する各株主についての内容が変わらないときは、その通数は開催された株主総会ごとに1通を添付するものとする。
- 6 株式会社サクラの定款には、別紙1から別紙16までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 7 ボタン株式会社の定款には、別紙7から別紙14まで及び別紙16に現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 8 株式会社サクラは、設立以来、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となったことはないものとする。
- 9 別紙中、(略)又は(以下略)と記載されている部分及び記載が省略されている部分には、いずれも有効な記載があるものとする。
- 10 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出は、適式にされているものとし、株式会社サクラの代表取締役のうち、Aのみが印鑑の提出をしているものとする。
- 11 租税特別措置法等の特例法による登録免許税の減免規定の適用はないものとする。
- 12 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 13 登記申請の懈怠については、考慮しないものとする。
- 14 東京都千代田区は東京法務局、東京都渋谷区は東京法務局渋谷出張所の管轄である。

- 15 第 37 問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

別紙 1

【令和 6 年 4 月 3 日現在の株式会社サクラの登記記録の抜粋】

商号	株式会社サクラ	
本店	東京都千代田区さくら町 100 番地	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成 22 年 1 月 21 日	
目的	1 菓子の製造及び販売 2 前号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	4 万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 万 2000 株	
資本金の額	金 1 億 5000 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	令和 4 年 3 月 25 日重任
	取締役 B	令和 4 年 3 月 25 日重任
	取締役 C	令和 4 年 3 月 25 日重任
	取締役 D	令和 3 年 3 月 26 日就任
	取締役 E	令和 3 年 3 月 26 日就任
	東京都千代田区あやめ 1 番地 代表取締役 A	令和 4 年 3 月 25 日重任
	東京都港区ばら町 2 番地 代表取締役 B	令和 4 年 3 月 25 日重任
	監査役 F	令和 4 年 3 月 25 日重任
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある。	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	

別紙 2

【令和 6 年 3 月 14 日現在の株式会社サクラの定款の抜粋】

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社サクラと称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 菓子の製造及び販売
- 2 前号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(機関)

第 5 条 当社には、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4 万株とする。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第 8 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(招集)

第 10 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎年事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(募集株式の発行)

第 15 条 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項並びに株主に株式の割当てを受ける権利を与える旨及び募集株式の引受けの申込みの期日は、取締役会の決議により定めることができる。

(監査役の権限)

第 27 条 監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

(任期)

第 29 条 取締役の任期は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。

(その他)

第 36 条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令の定めるところによる。

別紙 3

【令和 6 年 3 月 14 日開催の株式会社サクラの取締役会における議事の概要】

議案 募集株式発行の件

下記のとおり募集株式を発行する旨が諮られ、出席取締役全員の一致をもって可決承認された。

1. 募集株式の種類及び数 普通株式 5,000 株

このうち 2,000 株については、まず自己株式を交付する。

2. 募集株式の発行方法 株主割当てとし、株主に対し、その有する普通株式 2 株につき普通株式 1 株の割合をもって割当てを受ける権利を与える。

3. 払込金額 1 株につき金 10,000 円

4. 申込期日 令和 6 年 3 月 29 日

5. 払込期日 令和 6 年 4 月 1 日

6. 払込みを取り扱う金融機関及び取扱場所 (略)

7. 募集株式の発行により増加する資本金の額

資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額(計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる)

8. 募集株式の発行により増加する資本準備金の額

資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額

別紙 4

【令和 6 年 3 月 25 日開催の株式会社サクラの定時株主総会における議事の概要】

株主の総数	6 名
議決権を行使することができる株主の総数	5 名
発行済株式の総数	12,000 株
議決権を行使することができる株主の議決権の総数	10,000 個
出席株主の数	3 名
出席株主の有する議決権の総数	9,000 個

〔決議事項〕

第 1 号議案 計算書類承認の件

計算書類(令和 5 年 2 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日まで)の承認を求めたところ、満場一致をもって可決承認された。

第 2 号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部を変更することが諮られ、満場一致をもって可決承認された(下線は変更部分)。

変更前	変更後
(公告の方法) 第 4 条 当会社の公告は、<u>官報に掲載してする。</u>	(公告の方法) 第 4 条 当会社の公告は、<u>電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合には、官報に掲載してする。</u>
(機関) 第 5 条 当会社には、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査役</u>	(機関) 第 5 条 当会社には、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>会計参与</u>

(監査役の権限) 第 27 条 監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。 (任期) 第 29 条 取締役の任期は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (略)	(削除) (任期) 第 29 条 取締役の任期は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計参与の任期は、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (略)
---	--

第 3 号議案 会計参与選任の件

会計参与を選任することが諮られ、出席株主の有する議決権の総数のうち 6,000 個の賛成をもって可決承認し、以下のとおり選任された。

会計参与	税理士法人ハマナス
主たる事務所	東京都渋谷区ハマナス 3 番地
書類等備置場所	東京都渋谷区ハマナス 3 番地

別紙 5

【株式会社サクラの令和 6 年 1 月 31 日の最終の株主名簿の抜粋】

	氏名又は名称	株式の種類及び数
1	A	普通株式 5,000 株
2	B	普通株式 3,000 株
3	株式会社サクラ	普通株式 2,000 株
4	C	普通株式 1,000 株
5	H	普通株式 800 株
6	I	普通株式 200 株

株主の住所及び株式の取得年月日は省略。また、登録株式質権者は存在しない。

別紙 6

辞任届 私は、このたび一身上の都合により、貴社の取締役を辞任いたしたく、お届けいたします。 令和 6 年 3 月 30 日 住所 東京都港区ばら町 2 番地 氏名 B ⑩ 株式会社サクラ 御中

【令和 6 年 6 月 25 日開催の株式会社サクラの臨時株主総会における議事の概要】

[決議事項]

第 1 号議案 株式交付計画承認の件

当社を株式交付親会社、ボタン株式会社を株式交付子会社とする株式交付に関し、令和 6 年 5 月 15 日付け株式交付計画について、満場一致で可決承認された。

第 2 号議案 取締役選任の件

以下のとおり取締役を 2 名選任することが諮られ、満場一致で可決承認された。

取締役 G 取締役 H

第 3 号議案 取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定の設定の件

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定を設けるため、定款を一部変更し、以下の条文を新設することが諮られ、満場一致で可決承認された。

(取締役等の会社に対する責任の免除)

第 30 条の 2 当社は、会社法第 426 条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条の行為に関する取締役及び会計参与の責任を法令の限度内において免除することができる。

第 4 号議案 非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定の設定の件

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定を設けるため、定款を一部変更し、以下の条文を新設することが諮られ、満場一致で可決承認された。

(責任限定契約)

第 30 条の 3 当社は、会社法第 427 条の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び会計参与との間に、同法第 423 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

【令和 6 年 5 月 15 日付け株式交付計画の抜粋】

当社は、ボタン株式会社を当社の子会社とするためボタン株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当社の株式を交付する株式交付に関し、以下のとおり株式交付計画(以下「本計画」という。)を作成する。

(株式交付)

第 1 条 当社は、本計画の定めるところに従い、当社を株式交付親会社、ボタン株式会社(以下「対象会社」という。)を株式交付子会社として、株式交付(以下「本株式交付」という。)をする。

(商号及び本店)

第 2 条 対象会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

商 号：ボタン株式会社

本 店：東京都渋谷区ぼたん町 5 番地

(株式の数の下限)

第 3 条 当社が、本株式交付に際して譲り受ける対象会社の株式の数の下限は、普通株式 1,000 株とする。

(株式交付に際して交付する株式及びその割当てに関する事項)

第 4 条 当社は、本株式交付に際して、対象会社の株式の譲渡人に対し、当該株式の対価として、当社に譲り渡す対象会社の株式の合計数に 2 を乗じて得た数の当社の普通株式を交付する。

2 当社は、前項の株式を、対象会社の株式の各譲渡人に対して、その譲り渡す対象会社の株式 1 株につき、当社の普通株式 2 株の割合をもって割り当てる。

(資本金及び準備金の額に関する事項)

第 5 条 本株式交付により増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額：増加しない

(2) 準備金の額：(略)

(譲渡しの申込みの期日)

第6条 対象会社の株式及び対象会社の新株予約権の譲渡しの申込みの期日は、令和6年6月24日とする。

(効力発生日)

第7条 本株式交付がその効力を生ずる日は、令和6年7月1日とする。

別紙9

【令和6年6月20日付け総数譲渡契約の抜粋】

J(以下「甲」という。)と株式会社サクラ(以下「乙」という。)は、乙を株式交付親会社、ボタン株式会社(以下「対象会社」という。)を株式交付子会社とする乙の令和6年5月15日付け株式交付計画に基づく株式交付(以下「本株式交付」という。)に関し、乙が本株式交付に際して譲り受ける対象会社の株式の総数の譲渡しを甲が行うことについて、以下のとおり、総数譲渡契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(株式交付子会社の株式の総数譲渡し)

第1条 甲は、次の要領で、乙が本株式交付に際して譲り受ける対象会社の株式の総数を乙に譲渡し、乙は、これを譲り受ける。

(1) 甲が乙に譲り渡す対象会社の株式の数 普通株式 1,200 株

(以下略)

別紙 10

【令和 6 年 6 月 29 日開催の株式会社サクラの取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 総数譲渡契約承認の件

当社と J との総数譲渡契約について、出席取締役全員の一致をもって原案のとおり可決承認された。

第 2 号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって以下のとおり選定された。

東京都北区スイセン町 4 番地

代表取締役 G

別紙 11

【令和 6 年 7 月 3 日現在のボタン株式会社の登記記録の抜粋】

商号	ボタン株式会社	
本店	東京都渋谷区ばたん町 5 番地	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成 21 年 7 月 13 日	
目的	1 洋菓子の製造及び販売 2 前号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	8000 株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1500 株	
資本金の額	金 1000 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 J	令和 5 年 8 月 25 日重任
	取締役 K	令和 5 年 8 月 25 日重任
	東京都文京区ゆり町 6 番地 代表取締役 J	令和 5 年 8 月 25 日重任

別紙 12

【ボタン株式会社の令和 6 年 5 月 15 日の最終の株主名簿の抜粋】

	氏名又は名称	株式の種類及び数
1	J	普通株式 1,200 株
2	K	普通株式 300 株

株主の住所及び株式の取得年月日は省略。また、登録株式質権者は存在しない。

別紙 13

就任承諾書

私は、令和 6 年 6 月 25 日開催の貴社株主総会において、貴社の取締役役に選任されたので、その就任を承諾します。

令和 6 年 6 月 27 日

住所 (略)

氏名 G ⑩

株式会社サクラ 御中

就任承諾書

私は、令和 6 年 6 月 25 日開催の貴社株主総会において、貴社の取締役役に選任されたので、その就任を承諾します。

令和 6 年 6 月 28 日

住所 （略）

氏名 H

⑩

株式会社サクラ 御中

別紙 15

【司法書士石田小梅の聴取記録(令和 6 年 4 月 3 日)】

- 1 別紙 3 の取締役会は、取締役の全員が出席して開催された。
- 2 別紙 3 の議案については、令和 6 年 3 月 14 日付けで株主全員に対して会社法上必要な通知を行っており、また、自己株式の 1 株当たりの帳簿価額は、1 万円である。
- 3 別紙 3 の議案については、株式の割当てを受ける権利を与えられた株主のうち、H 及び I を除く全員から、申込期日までに適法な申込みがあり、払込期日までに申込みに係る払込金額の全額が払い込まれた。
- 4 別紙 4 の定時株主総会終結の後、株式会社サクラにおいて、株式会社サクラの電子公告を実施するウェブページアドレスにつき、「<https://www.sakura.abc.jp/>」と定められた。
- 5 別紙 5 は、株式会社サクラの令和 6 年 1 月 31 日の最終の株主名簿の抜粋であり、その後同年 4 月 3 日までの間に、別紙 1 から別紙 6 まで及び別紙 15 に現れている以外には、株主及びその有する株式数に変動はない。
- 6 別紙 6 の辞任届については、令和 6 年 3 月 30 日に株式会社サクラに提出された。

別紙 16

【司法書士石田小梅の聴取記録(令和 6 年 7 月 3 日)】

- 1 株式会社サクラの株主及びその有する株式数は、令和 6 年 4 月 3 日から同年 7 月 3 日までの間に、別紙 7 から別紙 14 まで及び別紙 16 に現れている以外には、変動はない。また、株式会社サクラは、設立以来、別紙 7 から別紙 14 まで及び別紙 16 に現れている以外には、他の株式会社の株式を保有したことはない。
- 2 別紙 7 の令和 6 年 6 月 25 日開催の株式会社サクラの臨時株主総会には、当該株主総会の開催日において議決権を行使することができる株主全員が出席した。
- 3 別紙 10 の令和 6 年 6 月 29 日開催の株式会社サクラの取締役会には、当該取締役会の開催日における取締役全員が出席した。また、別紙 10 の取締役会の議事録に押されている印鑑は、全て市区町村に登録されている印鑑である。
- 4 別紙 12 は、ボタン株式会社の令和 6 年 5 月 15 日の最終の株主名簿の抜粋であり、その後同年 7 月 3 日までの間に、別紙 7 から別紙 14 まで及び別紙 16 に現れている以外には、株主及びその有する株式数に変動はない。
- 5 別紙 8 の株式交付計画に係る株式交付は、株式交付計画の記載のとおり効力が発生した。
- 6 ボタン株式会社において、株式交付の効力を生じさせるために必要な手続は、必要な時期までに適法に行われている。
- 7 別紙 13 及び別紙 14 の就任承諾書については、それぞれ就任承諾書に記載された日付である令和 6 年 6 月 27 日及び同月 28 日に株式会社サクラに提出された。

〔記入例〕

受験地 東京
 受験番号 36
 氏名 民事二子

左の者が受験者の場合の記入例は、
 下記のとおりとなります。

【多肢択一式答案用紙】

受験地		受験番号				氏名	
東京		千の位	百の位	十の位	一の位	民事 二子	
十の位	一の位			3	6		
0	1						
☒	☐	☐	☐	☐	☐	(この欄記入不要)	
☐	☒	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐	試験区分 ☐ ☒	
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		
	☐	☐	☐	☐	☐		

受験地コード番号表

01 東京	02 横浜	03 さいたま	04 千葉	05 静岡
06 大阪	07 京都	08 神戸	09 名古屋	10 広島
11 福岡	12 那覇	13 仙台	14 札幌	15 高松

【記述式答案用紙】

受験地
東京
受験番号
36
氏名
民事 二子